

＜市第 2 号議案関連資料＞

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に対して期間満了に伴い、指定の取り消しを行うため、本条例の一部を改正します。

2 指定の取り消しを行う法人の名称及び事由

特定非営利活動法人さくらんぼ

当該法人は、認定特定非営利活動法人となったため、条例の規定により、指定の更新を行わず、指定を取り消します。

3 条例の一部改正内容

条例の別表を次のとおり改正します。

<条例別表>

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人— さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 10 番地の 6	平成 25 年 1 月 1 日から— 平成 30 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町 3 丁目 11 番地 の 2	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番地の 9	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町 3 丁目 33 番地	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目 38 番 13 号	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷 4 番地	平成 27 年 1 月 1 日から 平成 32 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目 17 番地 の 3	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地の 5	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 25 番地の 1	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで

指定の更新を行
わないため削除

4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

5 参考資料

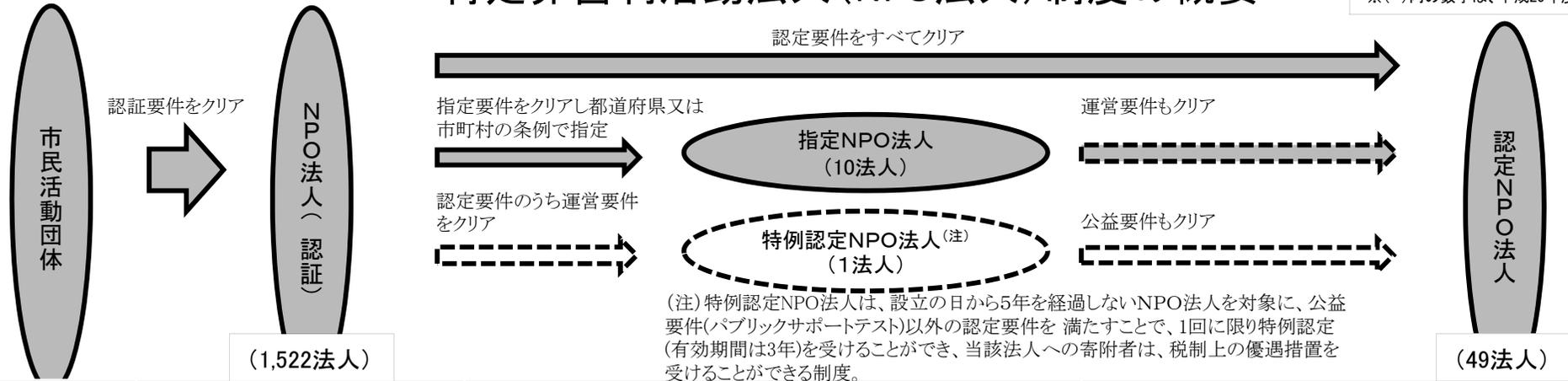
- (1) 指定取消法人の概要 別紙1
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙2

指定取消法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 さくらんぼ
代表者の氏名	理事長 伊藤 保子
主たる事務所の所在地	横浜市瀬谷区三ツ境 10 番地 6 コスモビル
設立年月日	平成 14 年 11 月 22 日
定款に記載されている目的	<p>本会は、子どもの健全な育成を目指して、地域の会員及びボランティアの有する個人資源を組織し、その生活技術・文化等を生かし、地域に在住する子ども達の生活支援と子育て支援活動を、相互扶助の精神に基づいた自己決定、自主管理の働き方をもって行う非営利市民事業によるサービスとして提供することによって、参加型福祉社会の形成と子育ての社会化を推進し、地域福祉の向上に寄与する。</p>
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 子どもの健全育成を図る活動 3 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育事業 2 子育て支援事業 3 子どものたまり場事業 4 子育て支援グループの支援とネットワークづくり 5 障害者福祉サービス事業 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
活動地域	瀬谷区

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、平成29年度末時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている イ 当該法人以外のものから支持されている実績があること イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等 (※認定のみの要件: 共益基準、事業費に関する基準、受入寄附金に関する基準)
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法